

補助金交付先の暴力団関係者排除（検討メモ）

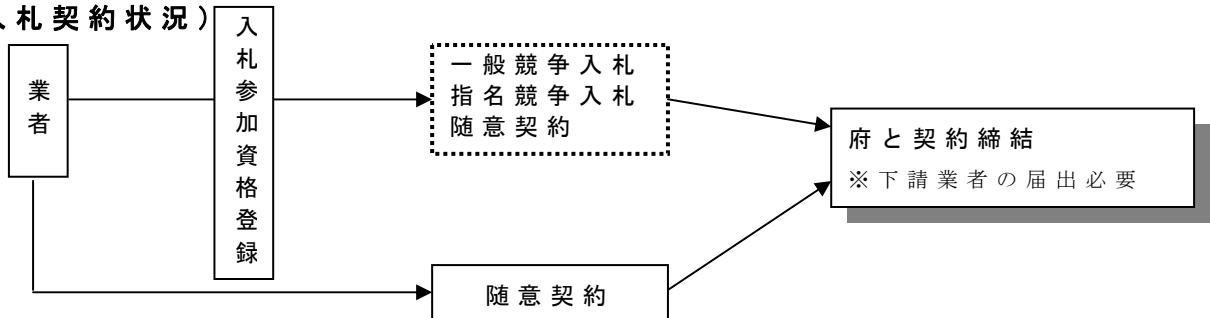
（１）課 題

自治体の責務として、公金が暴力団等の資金源とならないよう対策を講じることは重要。補助事業においても暴力団等を排除する対策を講じるべきではないか。

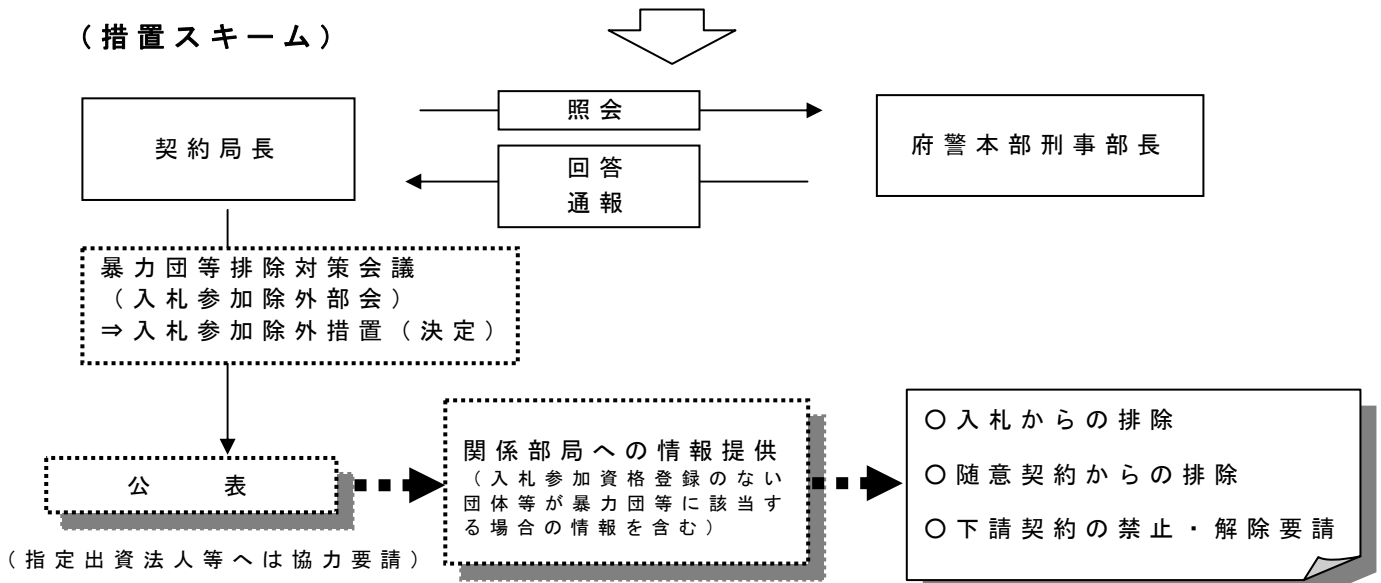
（２）工事等入札契約にかかる暴力団等排除（概要）

○府が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント、物品・委託役務などの調達契約

（入札契約状況）



（措置スキーム）



※通報実績10件（18年度～20年8月現在）〈内訳〉工事関係9件、役務委託関係1件

（３）論 点

①暴力団等排除措置の対象範囲

- 補助事業は対象が多岐にわたり、さらに関連契約等まで含めると膨大な対象範囲となる。対象範囲をどうすべきか。
- ・補助事業者だけでなく、補助事業者が補助事業に関し契約する者やその孫請（以下「補助関係者等」という。）
- ・市町村等の公共団体や指定出資法人等
- ・全事業又は事業内容により限定

②暴力団等排除措置の方法

- 「暴力団等は、補助事業者にはなれない」、「補助事業者は、補助関係者等を暴力団等としてはならない」など、交付申請や交付決定時における交付条件等の設定を行う。（交付規則 6 条 2 項等）条件設定は、補助要綱別で定めるべきか、規則改正まで行うのか。
- 条件に違反したときは、すべての場合において交付決定の取消（交付規則 15 条）及び補助金の返還（交付規則 16 条）の対象とするのか。「補助関係者等が暴力団等であると判明した場合」などは契約解除の要請等にとどめるべきではないか。

③暴力団等情報の収集方法等

- 「暴力団等排除措置要綱」に基づく情報収集システムを活用するのか。

④暴力団等情報と照合方法等

（補助事業者の照合）

- 入札参加除外措置情報（公表済）及びに入札参加資格のない団体等の情報（非公表）に基づき照合。補助事業担当課で対応は可能か。

（補助関係者等の照合等）

- 府が照合等を行う場合

- ・「事前に団体情報等を収集し、通報情報と照合」、「実績報告書等の提出時に団体情報等を収集し、通報情報と照合」などの方法が考えられるが、膨大な情報を処理することとなり、対応は可能か。

- 補助事業者に自主的チェックを求める場合

- ・補助事業者に通報情報を提供し、自主的チェックを求める。入札参加除外措置情報（公表済）の提供は可能であるが、入札参加資格のない団体等の情報は、個人情報保護の観点や公表されたことによる団体等の不利益を勘案し、補助事業者への情報提供は困難。情報提供の可否について整理が必要。
- ・また、暴力団等情報に対する補助事業者からの問い合わせの対応についても、上記状況を踏まえ、整理が必要。

⑤抑止力と実行性

- どこまで対策を講じる必要があるか。

（４）府補助金にかかる暴力団排除対策について

資 料

- ・議会答弁（H20. 3 及び H20. 7）
- ・新聞記事（H20. 1. 23）
- ・大阪府暴力団等排除措置要綱
- ・大阪府の契約から暴力団等を排除する措置
- ・大阪府補助金交付規則
- ・大阪府補助金の状況